

基安化発 0129 第 2 号
平成 30 年 1 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

特定化学物質である「クロム酸及びその塩」の適用について

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）に関する疑義について、下記の通り回答したので了知されたい。

記

問 「クロム酸」とは一般的には 6 価のものを指す一方で、「ヘキサシアノクロム酸三カリウム」、「クロム酸ランタン」等の 3 価のクロムの名称中にも「クロム酸」という文字が使用されているものがある。ここで、特定化学物質の第二類物質の「クロム酸及びその塩」には、6 価のもの以外を含むのか。

答 令別表第三の二の 11 の「クロム酸及びその塩」は、3 価のものを含まず、6 価のもののみが対象である。